

日本歯科医学会規則集

平成 23 年 4 月



日本歯科医学会

日本歯科医学会規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、社団法人日本歯科医師会定款第74条の規定に基づきこれを定める。

(目 的)

第2条 日本歯科医学会（以下「学会」という。）は、歯科医学を振興することによって歯科医療を向上し、国民および人類の福祉に貢献することをもって目的とする。

(事 業)

第3条 学会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 一 歯科医学に関する科学および技術の進歩発達に関する事柄
- 二 学術大会開催に関する事柄
- 三 専門分科会および認定分科会への助成
- 四 専門分科会および認定分科会間の緊密な連繋
- 五 日本歯科医師会会長の諮問に対する答申または建議
- 六 その他学会の目的を達するに必要な事柄

(事 務 所)

第4条 学会は、事務所を東京都千代田区九段北四丁目1番20号社団法人日本歯科医師会内に置く。

第2章 学 会 会 員

(学会会員)

第5条 学会会員は、次の三種とする。

- 一 日本歯科医師会会員（ただし法人会員を除く）
- 二 専門分科会会員
- 三 認定分科会会員

(学会会費)

第6条 日本歯科医師会会員の学会会費は、日本歯科医師会会費に合算して納付する。

2 前項の会費の額は、評議員会の議を経て、日本歯科医師会代議員会で決定する。

3 専門分科会会員および認定分科会会員の学会会費は、その所属する専門分科会および認定分科会が学会に納付する分担金をもって代える。

4 前項に規定する分担金の額は、評議員会の議を経て、日本歯科医師会代議員会で決定する。

(学術大会等への出席)

第7条 学会会員は、学術大会および学会の行う学術行事に参加することができる。

2 学会会員は、各専門分科会および各認定分科会の定めるところによりそれぞれの学術行事に出席することができる。

第3章 役員およびその他の機関

(学会役員)

第8条 学会に次の役員を置く。

理事 30名以内（うち1名を学会会長、2名を学会副会長、および常任理事13名とする。）

2 役員および評議員は、互に他を兼ねることができない。

(学会役員の選任方法および任期)

第9条 学会会長は、別に定める選挙規程に基づき評議員会において選出し、日本歯科医師会会長が委嘱する。

2 学会副会長は学会会長が指名する。ただし評議員会の承認を要する。

3 学会会長および学会副会長を除く理事は、次の各号に規定する者をもって充てる。ただし評議員会の承認を要する。

- 一 専門分科会が1名ずつ指名する者 21名以内
- 二 学会会長が指名する者 3名以内
- 三 日本歯科医師会会長が指名する者 3名以内

4 学会会長は、理事の中から常任理事13名（うち総務理事1名）を指名する。

5 学会役員の任期は2年とし選任された年の4月1日に始まる。

(学会役員の職務)

第10条 学会会長は、学会の会務を統轄する。

2 学会副会長は、学会会長を補佐し学会会長に事故あるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

3 総務理事は、学会会長の旨を受けて学会会務を掌理し、学会会長、学会副会長共に事故あるときは、その職務を代理し、共に欠けたときはその職務を代行する。

4 常任理事は、学会会長の旨を受けてその担当事務を分掌して総務理事を補佐し、総務理事に事故あるときは、予め常任理事間で決めた順位に従い、その職務を代理し、その欠けたときはその職務を代行する。

5 前各項に定める以外の理事は、学会会長の旨を受けて、会務を分掌し、予め理事会で決めた順位に従い、常任理事共に事故あるときは、その職務を代理し、総て欠けたときは、その職務を代行する。

(学会役員の欠員補充)

第11条 学会会長が任期を6ヵ月以上残して欠けた場合は、第10条の規定にかかわらず、

学会役員は全員辞任し、60日以内に補欠選挙を行わなければならない。

2 学会会長を除く学会役員に欠員を生じたときは、学会会長が会務に支障がないと認めたときを除き、第9条の規定により補充しなければならない。

3 学会役員に欠員を生じた場合に補充した学会役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(日本歯科医師会理事会への出席)

第12条 学会会長および学会副会長は、日本歯科医師会理事会に出席して意見を述べることができる。

(学会顧問)

第13条 学会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、評議員会の議を経て学会会長が委嘱する。

3 顧問は、学会会長の諮問にこたえ学会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし表決に加わることはできない。

4 顧問の任期は、その委嘱した学会会長の在任期間とする。

第4章 会 議

第1節 評議員会

(評議員会)

第14条 学会に評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員をもって組織する。

(評議員の選任方法および任期)

第15条 評議員は、別に定める基準により選出する。

2 評議員の任期は2年とし選任された年の4月1日に始まる。評議員に欠員を生じたときに補充した評議員の任期は前任者の残任期間とする。

(評議員会の開催時期)

第16条 評議員会は、毎年2回、1月、7月に学会会長がこれを招集する。ただし、事宜によりその時期を変更することができる。

2 学会会長が必要と認めたときは、前項のほか臨時評議員会を招集することができる。

3 評議員会の議長および副議長は、評議員の中から互選し、任期は第15条第2項を準用する。

(評議員会に付議する事項)

第17条 次の事項は、評議員会の議決または承認を要する。

- 一 学会役員の選任
- 二 学会の事業計画案
- 三 学会会計および学術大会会計の予算案および決算案
- 四 学会規則の改廃案

- 五 日本歯科医学会評議員選出基準の改廃
- 六 専門分科会の廃置分合
- 七 学術大会の基本方針
- 八 その他必要な事項

(評議員会の定足数)

第18条 評議員会は、評議員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 予備評議員は、評議員がやむを得ない事故のため評議員会に出席できないときは、その職務を代理し、欠けたときはその職務を代行する。

3 予備評議員の数および選出方法は評議員の例による。

(評議員会の議決および承認)

第19条 評議員会の議決および承認は、出席評議員の多数決による。

2 可否同数のときは、議長が決める。

3 専門分科会の新規加入および廃置分合は、第1項の規定にかかわらず出席評議員の3分の2以上の賛成を要する。

第2節 理事会

(理事会)

第20条 理事会は、理事過半数が出席しなければ開くことができない。

2 理事会は、学会会務を処理する機関であって学会会長は随時必要な場合にこれを招集しその議長となる。

(理事会の議決)

第21条 理事会の議決は出席者の多数決による。可否同数の場合は議長が決める。

第3節 常任理事会

(常任理事会)

第22条 常任理事会は、学会会長、学会副会長、常任理事をもって組織する。

2 常任理事会は、常務を処理し、学会会長は随時必要な場合にこれを招集し、その議長となる。

第4節 代表者会議

(代表者会議)

第23条 学会に代表者会議を置くことができる。

2 代表者会議は、専門分科会および認定分科会の代表者をもって組織する。

3 代表者会議は、会長の諮問に応え、学会の運営に関する重要事項を協議し、学会と専門分科会および認定分科会との連携協力を図り、もって学会の目的推進に資す

る機関とする。

4 代表者会議は、理事会の議を経て会長が召集する。

第5節 委員会

(委員会の組織、種類、任務等)

第24条 学会に委員会を置くことができる。

2 委員会は、委員をもって組織する。

3 委員会の種類、構成および任務その他必要な事項は別に決める。

第6節 学術大会

(学術大会の目的、開催時期等)

第25条 学会は、歯科医学の科学および技術の研究成果を総合的に普及開発する目的をもって学術大会を開催する。

2 学術大会は4年に1回開催する。

3 学術大会に会頭を置く。ただし、学会会長が会頭となることができる。

4 会頭は、理事会の議を経て学会会長が委嘱する。

5 会頭は、学術大会会務を統括する。

6 この規則に定めるもののほか学術大会に関し必要な事柄は、別に決める。

第5章 専門分科会

(専門分科会)

第26条 学会は、歯科医学を構成する専門領域ごとに1専門分科会を置くことができる。

2 専門分科会は、それぞれ各専門学会の独立形態を保持し、そのための会則を持つ。

(専門分科会の種類)

第27条 専門分科会は、次のとおりとする。

- 一 歯科基礎医学会
- 二 日本歯科保存学会
- 三 日本補綴歯科学会
- 四 日本口腔外科学会
- 五 日本矯正歯科学会
- 六 日本口腔衛生学会
- 七 日本歯科理工学会
- 八 日本歯科放射線学会
- 九 日本小児歯科学会
- 十 日本歯周病学会
- 十一 日本歯科麻酔学会

- 十二 日本歯科医史学会
- 十三 日本歯科医療管理学会
- 十四 日本歯科薬物療法学会
- 十五 日本障害者歯科学会
- 十六 日本老年歯科医学会
- 十七 日本歯科医学教育学会
- 十八 日本口腔インプラント学会
- 十九 日本顎関節学会
- 二十 日本臨床口腔病理学会
- 二十一 日本接着歯学会

2 専門分科会の承認基準は、別に定める。

第6章 認定分科会

(認定分科会)

第28条 学会は、歯科医学を構成する学術研究領域ごとに認定分科会を置くことができる。

2 認定分科会は、学会の目的に賛同し、それぞれ各認定学会の独立形態を保持し、そのための会則を持つ。

(認定分科会の種類)

第29条 認定分科会は、次のとおりとする。

- 一 日本レーザー歯学会
- 二 日本口腔感染症学会
- 三 日本有病者歯科医療学会
- 四 日本歯科心身医学会
- 五 日本臨床歯周病学会
- 六 日本歯内療法学会
- 七 日本歯科審美学会
- 八 日本顎口腔機能学会
- 九 日本歯科東洋医学会
- 十 日本顎変形症学会
- 十一 日本スポーツ歯科医学会
- 十二 日本顎顔面補綴学会
- 十三 日本顎咬合学会
- 十四 日本磁気歯科学会
- 十五 日本小児口腔外科学会
- 十六 日本顎顔面インプラント学会
- 十七 日本外傷歯学会

十八 日本口腔診断学会

2 認定分科会の承認基準は、別に定める。

第7章 会 計

(学会会計および日本歯科医学会学術大会会計)

第30条 学会の会計は、社団法人日本歯科医師会財産の管理および会計規則（以下「会計規則」という。）第4条に規定する学会会計および日本歯科医学会学術大会会計（以下「学術大会会計」という。）とする。

(学会会計および学術大会会計の経費)

第31条 学会会計の経費は、次の収入をもって充てる。

- 一 学会会費
- 二 専門分科会および認定分科会分担金
- 三 その他の収入

2 学術大会会計の経費は、次の収入をもって充てる。

- 一 学会会計よりの繰入金
- 二 その他の収入

(学会会計および学術大会会計の予算)

第32条 学会会計および学術大会会計の予算は、毎年、評議員会の議を経て、日本歯科医師会代議員会の議決を要する。

(学会会計および学術大会会計の執行責任)

第33条 学会会計および学術大会会計の執行は、学会会長がその責を負うものとする。

(学会会計および学術大会会計の処理)

第34条 学会会計および学術大会会計は、会計規則および日本歯科医師会関係諸規則に準じて処理し、日本歯科医師会監事の監査を受けなければならない。

(学会会計および学術大会会計の決算)

第35条 学会会計および学術大会会計の決算は、毎年、評議員会の議を経て、日本歯科医師会代議員会の議決を要する。

第8章 日本歯科医学会会長賞

(日本歯科医学会会長賞)

第36条 学会は、学会会員であって、歯科医学研究または歯科医学教育若しくは地域歯科医療に顕著な功績のあった者に日本歯科医学会会長賞(以下「学会会長賞」という。)を授与し顕彰する。

- 2 学会会長賞は、学会最高の顕彰である。
- 3 学会会長賞に関し必要な基準は、別に定める。

第9章 学会事務局

(学会事務局)

第37条 学会に事務局を置く。

- 2 学会の事務を処理するため、必要な職員を置く。
- 3 事務局職員に係わる経費は、学会会計において支出する。

第10章 雑 則

(日本歯科医師会監事の評議員会等への出席)

第38条 日本歯科医師会監事は、評議員会または理事会に出席し、質問し、または意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

(施行細則の制定)

第39条 この規則に定めるもののほか、学会に関し必要な施行細則は、学会理事会の議を経て学会会長がこれを定めるものとする。

(準用規定)

第40条 この規則および学会規則施行細則に定めのないものは、日本歯科医師会関係諸規則を準用する。

(この規則の変更および廃止)

第41条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、評議員会の議を経て、日本歯科医師会代議員会の議決を経なければならない。

附 則

本施行規則は、昭和35年1月1日より施行する。

- 1 削除
- 2 第1期に委嘱された学会会長、学会副会長、評議員の任期は、第6条第2項および第9条第2項の規定にかかわらず、昭和37年3月31日までとする。

附 則

この規則は、昭和35年6月16日から施行する。

附 則

この規則は、昭和37年6月22日から施行する。

附 則

この規則は、昭和38年4月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和39年1月24日から施行する。ただし、第23条の規定は、昭和44年度から施行する。その間学術大会は、昭和41年度および昭和44年度において各1回開催するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に学会役員、学術大会役員である者は、この規則の規定によりそれぞれの役員となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和43年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年9月14日から施行する。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年9月14日から施行する。
- 2 この規則施行により増員される第9条第3項中の理事1名の任期は昭和55年3月31日までとする。

附 則

この規則は、昭和54年9月14日から施行する。

附 則

- 1 この規則は第11次改正定款施行の日（昭和55年6月3日）から施行する。
- 2 第9条第4項に規定する役員の任期の始期並びに第14条第2項に定める評議員の任期の始期は、昭和57年4月1日とし、それまでの役員および評議員は従前どおり選任された年の4月1日に始まり隔年3月31日に終わる。

附 則

この規則は、昭和55年9月19日から施行する。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は第12次改正定款施行の日（昭和59年12月12日）から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に学会役員である者は、この規則の規定により、同一性をもって存続するものとする。

附 則

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年9月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年9月11日から施行する。
- 2 第8条第1項及び第9条第3項第一号は、平成20年9月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

- 3 第9条第5項及び第15条第2項に規定する役員並びに評議員の任期の始期は平成21年4月1日とし、それまでは役員並びに評議員の任期は3年とし、選任された年の4月1日を始期とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。